

## 教育の目的

## 職長さんの定義は・・・・・

新たに職務につくこととなった職長

その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者 (作業主任者を除く)

労働安全衛生法 第60条 により 「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより～(略)～ 安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と定められています。

労働安全衛生法施行令 第19条(職長等の教育を行うべき業種)  
労働安全衛生規則 第40条(職長等の教育)



事項 労働安全衛生規則 第40条(職長等の教育)	教育時間
1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること ① 作業手順の定め方 ② 労働者の適正な配置の方法	2.0時間以上
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ① 指導及び教育の方法 ② 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間以上
3 労働安全衛生法第28条の2の「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」に関すること ① 危険性又は有害性等の調査の方法 ② 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ③ 設備・作業等の具体的な改善の方法	4.0時間以上
4 異常時等における措置に関すること ① 異常時における措置 ② 災害発生時における措置	1.5時間以上
5 その他、現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること ① 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ② 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2.0時間以上
教育実施時間 合計 : 14時間	